

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

規則

福島県病院局

○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県教育委員会

○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

規則

規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十九号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「技能労務職級別分類基準表」を「技能労務職給料表等級別基準職務表」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

技能労務職給料表等級別基準職務表

基準となる職務

職務の級	基準となる職務
一級	一 技能員又は運転手（以下「技能職員」という。）の職務 二 守衛の職務 三 農場管理員、動物管理員又は道路補修員（以下「労務職員」という。）の職務
二級	一 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする守衛の職務 三 高度の経験を必要とする労務職員の職務
三級	一 主任技能員又は主任運転手（以下「主任技能職員」という。）の職務 二 主任守衛の職務 三 主任農場管理員又は主任動物管理員（以下「主任労務職員」という。）の職務
四級	一 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする主任守衛の職務 三 高度の経験を必要とする主任労務職員の職務
五級	一 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 特に高度の経験を必要とする主任守衛の職務 三 特に高度の経験を必要とする主任労務職員の職務

この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（人事課）

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年10月25日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第21号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則第8項第1号中「東京電力株式会社」を「東京電力ホールディングス株式会社」に改める。

別表第5オの表を次のように改める。

オ 病院技能労務職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 技能員、運転手、交換手、ボイラー技士又は調理員（以下「技能職員」という。）の職務 2 給食員又は看護助手（以下「労務職員」という。）の職務
2 級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 高度の経験を必要とする労務職員の職務
3 級	1 主任技能員、主任運転手、主任交換手、主任ボイラー技士又は主任調理員（以下「主任技能職員」という。）の職務 2 主任給食員又は主任看護助手（以下「主任労務職員」という。）の職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 4 特に高度の経験を必要とする労務職員の職務 5 専門員の職務
4 級	1 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 2 高度の経験を必要とする主任労務職員の職務
5 級	1 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 2 特に高度の経験を必要とする主任労務職員の職務

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表第5の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（病院経営課）

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十九号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の表の上欄に掲げる規則の規定に定める職のうち同表の下欄に掲げる」を「福島県水産高等学校練習船設置規則（昭和二十九年福島県教育委員会規則第三号）第五条、福島県教育センター組織規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第五号）別表又は福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）第九条に規定する」に改め、同条の表を削る。

第四条中「技能労務職級別分類基準表」を「技能労務職給料表等級別基準職務表」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

技能労務職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	一 ボイラー技士、調理員、甲板員、操機員又は司厨員（以下「技能職員」という。）の職務 二 用務員の職務
二級	一 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする用務員の職務
三級	一 主任ボイラー技士、主任調理員、甲板長、操機長、司厨長、主任甲板員、主任操機員又は主任司厨員（以下「主任技能職員」という。）の職務 二 主任用務員の職務 三 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 四 特に高度の経験を必要とする用務員の職務 五 専門員の職務

四級	一 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする主任用務員の職務
五級	一 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 特に高度の経験を必要とする主任用務員の職務

別表第三技能職員の項中「技能員、運転手、」を削り、労務職員の項中「給食員又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（職員課）

